

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び同第22条に規定する役員等の報酬等に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員、理事、監事をいう。
- (2) 役員とは、理事、監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、日当、交通費をいう。

(報酬)

第3条 当法人の役員等には、報酬及び報酬に類するもの(賞与、退職手当を含む)は支給しない。

(日当及び交通費)

第4条 役員等に日当及び交通費を支給することができる。

2. 日当は、次の職務を遂行する場合に支給することができる。
 - (1) 評議員が評議員会に出席したとき
 - (2) 役員が評議員会及び理事会(以下、「会議」という。)に出席したとき、あるいは役員が会議以外の日において法人業務を行ったとき
3. 日当は、北海道労働局長が決定する地域別最低賃金の2倍を上回らない金額である1,500円に、用務の所要時間を2時間として、それを掛けて算出した次の金額とする。
 - (1) 前項の(1)及び(2)のうち会議に出席したときは、1回につき3,000円とする。
 - (2) 前項(2)のうち会議以外の日における法人業務を行なったときは、日額3,000円とする。
4. 第2項の職務遂行に伴うものとして、役員等の居住地により区分した交通費を次のとおり支給することができる。

居住地	室蘭市、登別市(登別温泉を除く)、伊達市(大滝区を除く)	左以外の地域
金額	1,000円	「旅費規程」第9条第1項の出張旅費支給基準による

5. 交通費の実費が、前項の金額を超える場合には、その実額とする。
6. 日当及び交通費は、その都度、現金又は口座振込により支給する。

(適用除外)

第5条 この規程は、法人職員を兼務する役員には適用しない。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから行う。

(公表)

第7条 当法人は、社会福祉法第59条の2第1項第2号により、この規程をもって報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 6月21日から施行する。

◆社会福祉法の改正に伴い、従前の「役員報酬規程」を廃止し、評議員会において新たに「役員等の報酬等に関する規程」を定める。